

国民健康保険（国保）に関するお知らせ

国民健康保険税の税率が変わります

～国保の安定した運営のため、ご理解とご協力をお願いします～

国民健康保険は、病気やケガをした時に安心して医療が受けられるよう、加入している皆さんが保険税としてお金を出し合い、お互いに助け合う医療保険制度です。

病院などでかかった医療費は、加入する皆さんが一定割合を支払い、残りの費用は国保が負担しています。皆さんから納付された保険税は、こうした医療費の支払いに必要不可欠な財源となっています。

ここ数年、国民健康保険基金(貯金)を使い税率の上昇を抑制してきたところですが、医療費負担が増加傾向にあることや基金の状況から、今後は大変厳しい財政状況が予想されます。

将来にわたり国保制度を安定的に継続していくため、加入者の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

令和4年度国民健康保険税率

《今年度の税率変更のポイント》

- 法令の改正に伴い、課税限度額を見直し
- 子育て世帯への経済的負担軽減の観点から、未就学児の均等割額を5割軽減
- 「所得割額」の税率を見直し、これまでに積み立てた国民健康保険基金を活用することで、保険税の大幅な上昇を抑制
- 応能・応益(注1)の割合を考慮し、均等割額・平等割額の改正を実施

				令和3年度	令和4年度
国民健康保険税 (年間)	医療給付費分	所得割額	基準総所得金額に 乗する率	6.4%	7.0%
		均等割額	加入者1人につき	26,100円	29,200円
		平等割額	1世帯につき	18,900円	20,000円
		課税限度額		630,000円	650,000円
	後期高齢者 支援金等分	所得割額	基準総所得金額に 乗する率	2.4%	2.5%
		均等割額	加入者1人につき	9,700円	10,000円
		平等割額	1世帯につき	7,000円	6,900円
		課税限度額		190,000円	200,000円
	介護納付金分	所得割額	基準総所得金額に 乗する率	2.28%	2.25%
		均等割額	加入者1人につき	11,700円	11,500円
		平等割額	1世帯につき	5,900円	5,800円
		課税限度額		170,000円	170,000円



(注1) 応能：経済的負担能力に応じたもの(所得割額)

応益：被保険者数や世帯に応じたもの(均等割額+平等割額)

国民健康保険税の軽減制度

世帯主(国保未加入の世帯主を含む)と被保険者、特定同一世帯所属者(注2)の前年中の総所得金額などの合計額が次の軽減基準額に該当する世帯は、均等割額と平等割額が一定割合(7割・5割・2割)軽減されます。ただし、低所得世帯でも所得申告されていない場合は、軽減の対象となりません。なお、未就学児の均等割軽減は、当該軽減後の均等割額を5割減額します。

軽減割合	軽減基準額
7割軽減	「43万円+ B × 10万円」以下の世帯
5割軽減	「43万円+ (B × 10万円) + (28.5万円× A)」以下の世帯
2割軽減	「43万円+ (B × 10万円) + (52万円× A)」以下の世帯
A . . .	世帯の被保険者数 + 特定同一世帯所属者数
B . . .	給与所得を有する者または公的年金等に係る所得を有する者の数から1を引いた数

(注2)特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度への移行により国保から脱退した方のうち、同じ世帯に国保被保険者がいる方です。ただし、継続して移行時と同じ世帯であることが条件です。

新型コロナウイルス感染症に伴う令和4年度国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により保険税の納付が困難となった方で、次に該当する場合は申請により令和4年度の保険税が減免されます。

■対象世帯

【全額免除】

(1)新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡、または重篤な傷病を負った世帯

【前年の合計所得金額に応じて保険税の一部または全額が減免】

(2)新型コロナウイルス感染症の影響により世帯主の収入の減少が見込まれ、次の①～③すべての要件に該当する世帯

- ①世帯主の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが前年の収入の3割以上減少する見込みであること(株の取引による収入などは除く)
- ②世帯主の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
- ③減少が見込まれる収入に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

■対象の保険税

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が設定されている令和4年度分の保険税

■申請期限 令和5年3月31日

■手続きに必要なもの

- ・印鑑(認印) ・被保険者証
- ・対象世帯(1)に該当する方は、死亡診断書または医師の診断書など
- ・対象世帯(2)に該当する方は、収入の減少見込みが確認できる書類(確定申告書の控えや源泉徴収票(前年分)、帳簿、給与明細書、廃業届など)
- ・失業した方は、雇用保険受給資格者証

国民健康保険の傷病手当金の支給について(適用期間の延長)

国民健康保険に加入している被用者の方が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱などの症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間について、申請により要件を満たす方に支給する傷病手当金の支給適用期間を、令和4年6月30日から令和4年9月30日に延長しました。

圃住民課 ☎388-1115

令和4年7月号
第1142号